

## 第3章 計画の基本的な考え方

この章では、本計画の基本理念や方向性について示しています。

# 1

## 計画の基本理念

本市では、これまでに全市的に取り組んできた市民と行政の協働のまちづくりを基本としながら、進展する少子・高齢化社会に対応し、安全・安心なまちづくりを進めることが重要となっています。そのため、行政はもとより、市民、コミュニティ組織、企業等、みんなが公共を担うことで、子どもから高齢者まで、すべての市民が生きいきと輝き、将来もこのまちに住み続けることができる魅力あるまちづくりを進めることを基本的な考え方としています。

この計画では、「だれもが自分らしく、よりよく生きることができるよう、だれもが担い手となると同時に、受け手として、お互いさまの関係を築き、共に住み良いまちをつくりあげる取り組み」すなわち「地域福祉」を進めていくため、「お互いの人権の尊重と認めあい」「ともに支えあい、助けあう」「地域にかかわる様々な担い手が知恵や力を出しあい、ともに取り組む」ことを基本理念とします。

そして、次のような地域社会をめざします。

### めざすべき地域社会

- 市民一人ひとりがお互いに基本的人権を尊重し、その存在を認めあい、命を尊び、だれもが排除されることのない、差別されることのない、共に生きる地域社会
- 地域の中でSOSを見逃さず、必要な人に適切に支援が届き、安心して生活ができるあたたかで、やさしさにあふれる支えあいの地域社会
- 行政と多種多様な個人、機関や団体、事業所等が連携し、協働して取り組むことにより地域の特性を持ったきめ細やかで質の高いサービスの提供や地域の自立性が高まる地域社会
- だれもが地域の中で、安全に安心して、快適に暮らせる地域社会

このようなことから、めざすべき社会の将来像としては次のように設定します。

# あいを育む泉南市

## 2 計画の基本目標

本計画は、めざすべき地域社会を実現するため、基本目標を4つ設定します。

### 基本目標 1 地域社会でのつながりをつくるために

市民がお互いに尊重し、認めあうことが人間関係を築く上での基本となります。一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、お互いを知り、理解し、認めあうことができるよう、地域で共に生きる意識の向上をめざします。

地域社会にはひとり暮らし、夫婦、兄弟姉妹など形態はいろいろであるが高齢者のみで暮らしている世帯、障害のある人のいる世帯、子育てに悩んでいる世帯など支援を必要とする様々な人が暮らしています。このような人を見逃さないためにも、日頃からの付き合いの中で信頼関係を築き、相談にのったり相談したりできるようにすることが重要です。そのため、隣近所、自治会、小学校区など地域社会の中で、世代間交流、障害のある人との交流、外国人との交流など、多様な交流を進めます。

### 基本目標 2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

地域社会に暮らす住民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚できるように、市民の市政への関心を高め、参画を促進します。

本市では、ボランティア団体による福祉活動や地区福祉委員会活動など、地域住民主体の活動が取り組まれています。これらの NPO やボランティア活動、身近な地域での福祉活動を促進します。また、様々な機会をとらえて地域福祉の担い手の発掘や育成を行っていきます。

災害時の支援には地域住民の協力や日頃からの見守りが不可欠であることから、災害時に備えた地域住民の支援体制の構築をめざします。防犯についても同様に、地域住民の見守り活動を促進します。

本市においても高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加しているため、認知症高齢者本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 基本目標 3

## 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

地域社会の中で、だれもが自分らしくより良く生きるためには、支援を必要としているのにサービスが提供されていない人や虐待や暴力を受けている人、子育てに悩んでいる人など、様々な SOS を見逃さない仕組みをつくる必要があります。そのため、隣近所の声かけから見守り、関係機関等との連携体制の確立を進めます。

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽に相談できる体制から専門的な相談までの総合的な相談支援体制づくりを進めるとともに、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加するとともに、知的障害のある人や精神障害のある人も増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを進めます。

適切なサービスが提供されているか、検証や評価を行いながら福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。

### 基本目標 4

## 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

子どもから高齢者まで、また、障害の有無や国籍等にかかわらず、地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。

東日本大震災の経験をふまえ、地震等の災害に備えた環境整備を進めるとともに、地域での犯罪を防ぐため、安全なまちづくりを進めます。

高齢者や障害のある人、子ども連れの保護者等、すべての市民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、施設の整備や住まいづくりにあたっては、公共、民間を問わず、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を導入し、だれもが利用しやすい、人にやさしいまちづくりを進めます。

# 3

## 計画の体系

本計画では、基本理念及び基本目標をふまえ、以下の通りに施策を推進していきます。



